

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 章 監視関連業務 第 11 節 自由貿易地域等関係手続 （特定販売物品小売業者の承認の申請） 11 - 1 (1) 暫定法第 14 条の規定による小売業者の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「特定販売物品小売業者承認申請業務」により、申請者の氏名、販売場の名称等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) （省略） 第 3 章 業務関連業務 第 3 節 通関手続 （輸入申告） 3 - 2 (1) 輸入申告（本船扱い若しくはふ中扱いによる輸入申告及び輸入（引取）申告（特例申告貨物（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。）の輸入申告をいう。）を除く。）並びに当該輸入申告に併せて行う関税、内国消費税及び地方消費税（以下この章において「関税等」という。）の納税申告（以下この項において「輸入申告」と総称する。）を行う者（以下この項において「輸入申告者」という。）が、システムを使用して輸入申告を行う場合には、「輸入申告業務」又は「輸入申告（少額個人通関用）業務」（以下この項において「輸入申告業務」と総称する。）により申告者名、数量、価格等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせる。なお、輸入申告者が、MPN 利用方式（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。以下「税関手続オンライン化省令」とい	第 2 章 監視関連業務 第 11 節 自由貿易地域等関係手続 （特定販売物品小売業者の承認の申請） 11 - 1 (1) 暫定法第 10 条の 4（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）の規定による小売業者の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「特定販売物品小売業者承認申請業務」により、申請者の氏名、販売場の名称等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) （同左） 第 3 章 業務関連業務 第 3 節 通関手続 （輸入申告） 3 - 2 (1) 輸入申告（本船扱い若しくはふ中扱いによる輸入申告及び輸入（引取）申告（特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項（申告特例）に規定する申告をいう。）に係る指定貨物（同条第 1 項に規定する指定貨物をいう。）の輸入申告をいう。）を除く。）並びに当該輸入申告に併せて行う関税、内国消費税及び地方消費税（以下この章において「関税等」という。）の納税申告（以下この項において「輸入申告」と総称する。）を行う者（以下この項において「輸入申告者」という。）が、システムを使用して輸入申告を行う場合には、「輸入申告業務」又は「輸入申告（少額個人通関用）業務」（以下この項において「輸入申告業務」と総称する。）により申告者名、数量、価格等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせる。なお、輸入申告者が、MPN 利用方式（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
う。）第 8 条に規定する方法をいう。以下同じ。）による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項（事前届出）の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せて入力させるものとする。 (2)～(8)（省略）	省令第 7 号。以下「税関手続オンライン化省令」という。）第 8 条に規定する方法をいう。以下同じ。）による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項（事前届出）の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せて入力させるものとする。 (2)～(8)（省略）
第 4 節 通関関係手続	第 4 節 通関関係手続
（関税割当証明書の提出猶予の申請） 4 - 27	（関税割当証明書の提出猶予の申請） 4 - 27
(1) 関税割当証明書の提出の猶予を受けようとする者が、システムを使用して、当該提出の猶予の申請を行う場合には、「関税割当証明書提出猶予申請業務」により、申請者名、申請税関官署等必要事項をシステムに入力し、関税割当証明書提出猶予申請書（税関様式 T 第 1000 号）又は経済連携協定関税割当証明書提出猶予申請書（税関様式 T 第 1000 - 2 号）に相当する電子ファイルを添付の上、送信することにより行わせるものとする。 (2)（省略）	(1) 関税割当証明書の提出の猶予を受けようとする者が、システムを使用して、当該提出の猶予の申請を行う場合には、「関税割当証明書提出猶予申請業務」により、申請者名、申請税関官署等必要事項をシステムに入力し、関税割当証明書提出猶予申請書（税関様式 T 第 1000 号）又は<u>メキシコ協定関税割当証明書提出猶予申請書</u>（税関様式 T 第 1000 - 2 号）に相当する電子ファイルを添付の上、送信することにより行わせるものとする。 (2)（省略）
（関税等を納付すべき期限の延長（個別）） 4 - 40 申告納税方式が適用される貨物（<u>特例申告貨物</u>を除く。）を輸入しようとする者が、システムを使用して、当該輸入申告に係る関税等の納期限の延長を受けようとする場合には、「納期限延長承認申請（個別）業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。	（関税等を納付すべき期限の延長（個別）） 4 - 40 申告納税方式が適用される貨物（<u>特例申告に係る指定貨物</u>を除く。）を輸入しようとする者が、システムを使用して、当該輸入申告に係る関税等の納期限の延長を受けようとする場合には、「納期限延長承認申請（個別）業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
（関税、消費税を納付すべき期限の延長（包括）） 4 - 41 申告納税方式が適用される貨物（<u>特例申告貨物</u>を除く。）を輸入しようとする者が、システムを使用して、その月において輸入しようとする貨物に課されるべき関税、消費税の納期限の延長を受けようとする場合には、その月の前月の末日までに、「納期限延長承認申請（包括）業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。	（関税、消費税を納付すべき期限の延長（包括）） 4 - 41 申告納税方式が適用される貨物（<u>特例申告に係る指定貨物</u>を除く。）を輸入しようとする者が、システムを使用して、その月において輸入しようとする貨物に課されるべき関税、消費税の納期限の延長を受けようとする場合には、その月の前月の末日までに、「納期限延長承認申請（包括）業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
より行わせるものとする。 （酒税又はたばこ税を納付すべき期限の延長（特例）） 4 - 42 期限内特例申告書を提出した特例輸入者が、システムを使用して、当該特例申告貨物に課されるべき酒税又はたばこ税の納期限の延長を受けようとする場合には、特例申告書の提出期限までに、「納期限延長承認申請（特例）業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 第 4 節の 2 特例申告関係手続 （特例輸入者の承認の申請） 4 の 2 - 1 (1) 特例輸入者の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「特例輸入者承認申請業務」により、承認申請事務担当者、輸入関係帳簿及び書類の保存状況等必要事項をシステムに入力し、原則として主たる貿易業務を行っている事務所の所在地を管轄する税関（本関）（以下この節及び次節において「担当税関」という。）に送信することにより行わせるものとする。 <u>登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。</u> <u>なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。</u> (2) （省略） （削除）	信することにより行わせるものとする。 （酒税又はたばこ税を納付すべき期限の延長（特例）） 4 - 42 期限内特例申告書を提出した特例輸入者が、システムを使用して、当該特例申告に係る指定貨物に課されるべき酒税又はたばこ税の納期限の延長を受けようとする場合には、特例申告書の提出期限までに、「納期限延長承認申請（特例）業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 第 4 節の 2 特例申告関係手続 （特例輸入者の承認の申請） 4 の 2 - 1 (1) 特例輸入者の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「特例輸入者承認申請業務」により、承認申請事務担当者、輸入関係帳簿及び書類の保存状況等必要事項をシステムに入力し、原則として主たる貿易業務を行っている事務所の所在地を管轄する税関（本関）（以下この節及び次節において「担当税関」という。）に送信することにより行わせるものとする。 (2) （同左） <u>（特例申告貨物の指定の申請）</u> <u>4 の 2 - 2</u> <u>(1) 申告の特例を受ける貨物の指定を受けようとする者が、システムを使用して、貨物の指定の申請を行う場合には、指定を受けようとする貨物の指定区分（関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 4 条の 7 第 1 項</u>

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除) (特例申告の取りやめの届出) 4 の 2 - 2 (省略) (特例輸入者の承継の承認の申請) 4 の 2 - 3 (省略) (特例輸入者の承認内容の変更の届出) 4 の 2 - 4 (省略) (削除)	<u>第 2 号に規定する指定区分をいう。以下同じ。）ごとに申請を行うこととし、「特例申告貨物指定申請業務」により、指定を受けようとする貨物の品名、輸入許可回数等必要事項をシステムに入力し、担当税関に送信することにより行わせるものとする。</u> <u>(2) 特例申告担当統括官は、貨物の指定を行う場合には、システムを通じて指定情報を登録するものとする。この場合において、申請者が「貨物指定書」(税関様式 C 第 9110 号)の交付を希望する場合は、システムによる指定に併せて指定書を交付するものとする。</u> <u>(特例申告貨物の指定取りやめの届出)</u> <u>4 の 2 - 3 特例輸入者が、システムを使用して、指定貨物について特例申告書を提出する必要がなくなった旨の届出を行う場合には、「特例申告貨物指定取りやめ届出業務」により、特例申告書を提出する必要がなくなった指定貨物の指定区分、取りやめ理由等必要事項をシステムに入力し、担当税関に送信することにより行わせるものとする。</u> (特例申告の取りやめの届出) 4 の 2 - 4 (同左) (特例輸入者の継承の承認の申請) 4 の 2 - 5 (同左) (特例輸入者の承認内容の変更の届出) 4 の 2 - 6 (同左) <u>(貨物指定内容の変更の届出)</u> <u>4 の 2 - 7</u> <u>(1) 特例輸入者が、システムを使用して、指定内容の変更の届出を行う場合には、「貨物指定内容変更届出業務」により、貨物の指定区分ごとに届出を行うものとし、変更内容、変更理由等必要事項をシステムに入力し、担当税関に送信することにより行わせるものとする。</u> <u>(2) 特例輸入者の承認による地位の承継に伴う指定貨物の承継手続においては、当該貨物の貨物指定書をデータにより添付することを妨げない。</u>

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 4 節の 5 減免税貨物等関係手続 （軽減税率適用貨物等の業務の報告） 4 の 5 - 3 暫定法第 9 条の規定により軽減税率の適用を受けた貨物について、暫定令第 35 条第 6 項、第 8 項、第 11 項、第 13 項又は第 15 項に規定する者が、システムを使用して、これらの規定に定める報告を行う場合には、「軽減税率適用貨物等業務報告業務」により、申請者名、業務報告の種別等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 （減免税物品の減却の届出） 4 の 5 - 5 暫定法第 4 条の規定により関税の免除を受け、又は暫定法第 9 条の規定により軽減税率の適用を受けた貨物を使用する者が、システムを使用して、当該物品の減却の届出を行う場合には、「減免税物品減却届出業務」により、当該貨物の置かれている場所、減却の方法及び理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 第 7 章 インボイス関連業務 （ファイルの添付及び書面での提出を要する書類） 1 - 4 輸出入者が前項のインボイス情報登録業務（以下「インボイス情報登録業務」という。）によりインボイス情報を提出する場合には、令第 61 条第 1 項に規定する課税標準の決定のための書類に相当する電子ファイル（あらかじめ指定されたファイル形式及びファイルサイズのものに限る。）を添付し提出させることができるものとする。 なお、令第 61 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による原産地証明書及び暫定令第 27 条の規定による原産地証明書は、電子ファイルで提出することなく、書面により提出させるものとする。	第 4 節の 5 減免税貨物等関係手続 （軽減税率適用貨物等の業務の報告） 4 の 5 - 3 暫定法第 8 条の 9 の規定により軽減税率の適用を受けた貨物について、暫定令第 35 条第 6 項、第 8 項、第 11 項、第 13 項又は第 15 項に規定する者が、システムを使用して、これらの規定に定める報告を行う場合には、「軽減税率適用貨物等業務報告業務」により、申請者名、業務報告の種別等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 （減免税物品の減却の届出） 4 の 5 - 5 暫定法第 4 条の規定により関税の免除を受け、又は暫定法第 8 条の 9 の規定により軽減税率の適用を受けた貨物を使用する者が、システムを使用して、当該物品の減却の届出を行う場合には、「減免税物品減却届出業務」により、当該貨物の置かれている場所、減却の方法及び理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 第 7 章 インボイス関連業務 （ファイルの添付及び書面での提出を要する書類） 1 - 4 輸出入者が前項のインボイス情報登録業務（以下「インボイス情報登録業務」という。）によりインボイス情報を提出する場合には、令第 61 条第 1 項に規定する課税標準の決定のための書類に相当する電子ファイル（あらかじめ指定されたファイル形式及びファイルサイズのものに限る。）を添付し提出させることができるものとする。 なお、令第 61 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による原産地証明書及び暫定令第 51 条の規定による原産地証明書は、電子ファイルで提出することなく、書面により提出させるものとする。